

農林土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行わ

れた場合

- (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（１日未満で完了する作業の積算）

- 第４条** １日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- ２ 受注者は、別に定める「１日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
 - ３ 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。
 - ４ 受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。
 - ５ 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

１日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行）

- 第５条** 本工事は、日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- ２ 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
 - ３ 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が３０度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
 - ４ 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温３０℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT２５℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第6条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りではない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第9条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第10条 受注者は、本工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjoyouhoukyouyuu/>

（週休2日確保工事）

- 第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
農林水産部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日（土日）

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
農林水産部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）完全週休2日（土日）の場合

（暫定単価方式の試行）

- 第12条 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下、「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。
- 2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
- 3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
- 4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

- 第13条 本工事における特記仕様事項は、以下のその他特記仕様書のとおりとする。

第1章 総則

本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書（令和6年10月）」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。

なお、工事途中で改訂された場合は、この限りでない。

第2章 工事内容

2-1 目的

本工事は、5号排水路樋門工事（新設）の取水及び出水時の氾濫を防ぐため、ゲートの設置を行うものである。

2-2 施工場所

徳島県鳴門市大麻町

2-3 施工範囲

本工事の施工範囲は、製作、据付及び操作説明までを含むものとする。

2-4 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。（工事数量は、「設計図面」参照。）

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) ステンレス製スライドゲート | 2 門 |
| (2) 付属設備（開閉機架台） | 1 式 |
| (3) 操作台兼管理橋 | 1 式 |

2-5 現場条件

(1) 設置位置等

本ゲートは改修する水路に設置するものであり、先行して水路工事が行われ施工した躯体に据付を行う。水路横は市道であるため、一般通行への安全を配慮して施工するものとする。

(2) 湧水等

水替え工について、非かんがい期であるが、雨水等の影響については現場条件を当初段階で想定できないため、現場状況を確認し、監督員との協議の上で変更できるものとする。

(3) 第三者及び関係機関との調整

着手にあたり、関係者（地権者、受益者、関係機関等）と協議を行うものとする。

(4) 関係工事との調整

別途工事で排水路工事を行うため、他工事との工程調整を図り、遅滞なく工事を完成させること。

2-6 提出書類

提出書類の部数は次のとおりとする。

- (1) 承認図書提出部数 1部 (A4サイズ)
- (2) 完成図書提出部数 2部 (A4サイズ)
- (3) その他協議書類監督職員の指示によるものとする。

2-7 工事電力等

本工事の据付に必要な電力及び施設は、請負者の負担とする。

本工事の用地については、指定地域以外は請負者の負担とする。

第3章 設計仕様

3-1 設計一般

設計に当たっては関係する諸基準、規格を遵守し、十分検討を行い、環境に順応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

3-2 適用規格

本機器の製作、据付に対しては下記規格及び基準に基づいて行なうものとする。

- 1) 徳島県農業土木工事共通仕様書 [徳島県]
- 2) 土地改良事業計画設計基準 [農林水産省構造改善局]
- 3) 鋼構造物計画設計技術指針 [農業土木事業協会]
- 4) 水門鉄管技術基準 [水門鉄管協会]
- 5) 日本工業規格(JIS) [日本規格協会]
- 6) 労働安全衛生規則
- 7) 河川管理施設等構造令 [建設省]
- 8) その他関連法規、規定など

3-3 疑義

設計に当たり本仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、直ちに担当係員と協議し指示を得なければならない。

3-4 水門設備の設計条件（規格・寸法）

（1）プレートガータ構造ステンレス鋼スライドゲート

純 径 間 × 有 効 高	B2.200m × H1.100m
設 置 数	2 門
設 計 水 深	外水深 1.513m
設 計 水 深	内水深 0m
操 作 水 深	外水深 1.020m
操 作 水 深	内水深 0m
水 密 方 式	前面3方ゴム水密
主 要 部 材	扉体 SUS304 戸当り SUS304（埋設部SS400）
操 作 方 式	機側操作
開 閉 装 置	手動ラック式
開 閉 速 度	約0.204m/30rev
開 閉 荷 重	20.0 kN
揚 程	通常 1.900m

3-5 水門設備の設計条件（材料）

（1）主要材料は、次に掲げるものを使用するものとする。

1）扉体

① スキンプレート	S U S 3 0 4
② 桁	S U S 3 0 4
③ 水密ゴム	C R

2）戸当り金物

① 戸当り露出部	S U S 3 0 4
② 戸当り埋設部	S S 4 0 0

3）開閉機架台

① 架台	S U S 3 0 4
------	-------------

4）操作台兼管理橋

① 床版	プレキャストRC床版
① 手摺	S U S 3 0 4 T P

第4章 構造

4－1．扉体

- 1) 扉体は、予想される荷重に対して充分耐える寸法・形状で剛性を持った構造とする。
- 2) 扉体は主桁、端縦桁、補助桁スキンプレート等で構成され扉体に作用する水圧荷重は主ローラーを介して伝達される構造とする。
- 3) 円滑で確実な開閉ができる構造とする。
- 4) 水密性及び耐久性を有すること。
- 5) 水利的に良好な形状とする。

4－2．戸当り金物

- 1) 戸当りの形状は、ゲートの形式に適合した構造とする。
- 2) 戸当りは扉体支承部からの荷重を安全にコンクリート構造物に伝達することができるように寸法、強度及び剛性有するものとする。
- 3) 戸当りの構造は、水密や開閉操作に必要な寸法及び精度を有するものとする。
- 4) 戸当りは据付時の施工性、扉体の点検・整備を考慮した構造・寸法とする。

4－3．開閉装置

- 1) 開閉装置は扉体を確実に開閉操作できるものとする。
- 2) 開閉装置は、信頼性、操作性、機能保全を考慮して次の条件に基づき計画する。
 1. 開閉装置は、必要な信頼性を有するシステムにするとともに操作が容易なものとする。
 2. 開閉装置は、長期にわたり機能を発揮するよう点検・整備が容易で、更新が合理的に行える構造とする。

4－4．開閉機架台

- 1) 開閉荷重に対して充分耐える寸法・形状で剛性を持った構造とする。

4－5．操作台兼管理橋

- 1) 手摺は予想される荷重に対して安全な構造とし、落下防止の為、充分な高さに設置する。

第5章 施工管理

5-1 一般事項

(1) 段階確認（検測等）

本工事は、下記段階で確認を受けなければならないが、監督員と協議によるものとする。

■工場検査

- ・材料検査
- ・仮組立検査（戸当り、ゲート、開閉装置等）

■現地検査・戸当り、ゲート、開閉装置の芯出し

- ・二次コンクリート打設
- ・据付状況
- ・据付完了後、総合試運転時

(2) 留意点

■輸送

各機器の輸送と保管は、積載超過運搬を防止し、変形や破損等のないよう荷造りを行い、各機器の名称等記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。

■機械設備の据付

据え付けに当たっては厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音の無いように正確に据え付けなければならない。

5-2 管理基準

受注者は、農林水産省施設機械工事等施工管理基準（令和4年度）及び徳島県農林土木工事施工管理基準（案）（令和6年12月）に準拠し施工管理するものとする。

5-3 写真管理基準（工事記録写真）

(1) 一般事項

工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し、工事の完了後又は必要なつど提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

(2) 撮影基準

撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。

5-4 その他

設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上、当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

第6章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項、又はこの工事の施工に当たり、疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

また、契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上支障が生じた場合は速やかに処理するものとする。